

各地方運輸局海上安全環境部長  
北陸信越運輸局海事部長  
神戸運輸監理部海上安全環境部長  
沖縄総合事務局運輸部長

} 殿

海事局 検査測度課長

非常災害時におけるカーフェリー等による危険物（タンクローリー）  
の運送に係る危険物船舶運送及び貯蔵規則の取扱いについて

東日本大震災の発生に際し、カーフェリー等による被災地への燃料の緊急運送を実施することについては、危険物運送船適合証の交付に関する手続きの一部を省略するとともに、危険物運送に係る技術的基準の一部について代替措置を認める等の措置を実施した。

今般、同様の災害が発生した場合には下記の措置をとることとしたので、管内各運輸支局等へ周知するとともに、遺漏なきよう取り計らわれたい。

## 記

### 1. 対象の災害について

災害対策基本法（昭和三十六年十一月十五日法律第二百二十三号）第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害、その他検査測度課長が必要と認める災害。

### 2. 対象の危険物について

以下の品名の個品運送であって、災害復旧に使用するものとして公的機関からの要請があったもの。

- |                            |           |
|----------------------------|-----------|
| ① その他の液化石油ガス（LP ガス）        | 国連番号 1075 |
| ② 軽油又は A 重油（引火点が 60℃以下のもの） | 国連番号 1202 |
| ③ ガソリン                     | 国連番号 1203 |
| ④ 灯油                       | 国連番号 1223 |
| ⑤ タービンエンジン用航空燃料            | 国連番号 1863 |

3. 対象航路について

沿海区域を超えないで航行する場合に限る。

4. 旅客について

その他の液化石油ガス（LP ガス）、ガソリン及びタービンエンジン用航空燃料（容器等級 I のものに限る。）は、船舶による危険物の運送基準等を定める告示（以下「危告示」という。）第 5 条第 4 項に規定する数（25 又は船舶の長さをメートルで表した数を 3 で除した数のうちいずれか大きい方の数）を超える数の旅客を搭載している旅客船での運送が禁止されている。ただし、災害復興業務に従事する自衛隊員、警察官等の公務員を運送する場合、当該公務員にあつては、同項に規定する数に含めなくとも差し支えない。

5. 危険物運送船適合証の交付

2.に掲げる危険物を運送するために、危険物運送船適合証（以下「適合証」という。）の交付又は書換えが必要となる船舶に係る取扱については次のとおりとする。

(1) 申請の受付と検査の実施

① 申請の受付

電話による内容の聴取、又は、FAX 等による受付として差し支えない。ただし、後日書面の提出を受けること。

② 適合性の検査

電話、又は、FAX 等利用できる手段により、危険物船舶運送及び貯蔵規則（以下「危規則」という。）第 37 条に掲げる防火等の措置を検査することとするが、必ずしも立会検査を行う必要はない。

(2) 適合証の交付

① 適合証の交付

(1)②の結果に基づき適合証を交付するとともに、写しを FAX 等により申請者に送付する。

② 適合証の備え置き

本紙を本船が受領するまでの間、写しを船内へ備え置くよう指導すること。

③ 非常災害時に交付する適合証各欄の記載（別紙 1 記載例参照）

(イ) 有効期間欄

適合証の有効期間は、交付の日から 3 ヶ月とする。

(ロ) 交付番号欄

「緊」の文字に続けて各管海官庁別通し番号（「緊 第 ww 号」とする。

(ハ) 危険物の分類又は項目欄

2.に掲げる危険物の品名及び国連番号を記載する。

(二) 備考欄

「沿海区域を超えないで航行する場合であって、非常災害時の運送に限る。」と記載する。また、「防火等の措置」について 6.に掲げる特別措置を講ずる場合には、別紙 1 記載例に基づき記載すること。

6. 防火等の措置に関する特別措置

危規則第 37 条に規定する「防火等の措置」が適用されるが、下記については、記載のとおりとして差し支えない。

求められる要件	対 応
発火源の排除	防爆型でない電気器具を設置している場合は、危険物積載中は当該区域の電路を確実に遮断すること。
防爆型機械通風装置の備付け	機械式通風装置が防爆型でない場合は、当該装置の周辺に発火源がないこと。
特定機関区域との境界の防熱	A60 で防熱されていない場合は、当該境界から 3m 以上離して積載すること。

【危規則第 37 条、同別表第 1 及び第 2、危告示第 58 条】

(記載例)

## 危険物運送船適合証

緊 第 ww 号

船種及び船名	汽船 ○○	
船舶番号又は船舶検査済票の番号	XXXXXX	
船籍港又は定係港	○○市	
船舶所有者	○○株式会社	
危険物の分類又は項目	危険物の積載場所	
その他の液化石油ガス（国連番号 1075） 軽油又は A 重油（国連番号 1202） ガソリン（国連番号 1203） 灯油（国連番号 1223） 航空燃料（国連番号 1863）	閉囲されたロールオン・ロールオフ貨物区域	
有効期間	平成 yy 年 6 月 zz 日 まで	
備考	① 沿海区域を超えないで航行する場合であって、非常災害時の運送に限る。 ② . . .	
<p>上記船舶は、危険物船舶運送及び貯蔵規則第 38 条第 1 項の規定により、上記のとおり危険物を積載場所に積載できることを証明する。</p> <p>平成 yy 年 3 月 zz 日</p> <p style="text-align: right;">○○地方運輸局長 ○○ ○○</p>		

## 備考欄の記載例

(イ) その他の液化石油ガス（LP ガス）、ガソリン及びタービンエンジン用航空燃料（容器等級がⅢのものを除く。）を積載する貨物区域内に防爆型でない電気器具を設置している場合の記載例

「その他の液化石油ガス、ガソリン及びタービンエンジン用航空燃料（容器等級がⅢのものを除く。）を積載中は、ロールオン・ロールオフ貨物区域内にある電気器具の使用を禁止する。」

(ロ) 機械式通風装置が防爆型でない場合の記載例

「機械式通風装置が防爆型でない場合は、当該装置の周辺に発火源がないこと。」

(ハ) 特定機関区域との境界が A60 で防熱されていない場合の記載例

「特定機関区域との境界から 3m 以上離して積載すること。」